公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	２ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	２ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	２ｋｍ	―
	湘南交通圏	２ｋｍ	―
小田原地区	小田原交通圏	１．８ｋｍ	―
埼玉県Ａ地区	県南中央交通圏	２ｋｍ	―
	県南東部交通圏	２ｋｍ	―
	県南西部交通圏	２ｋｍ	―
埼玉県Ｂ地区	県北交通圏	２ｋｍ	―
	秩父交通圏	２ｋｍ	―
群馬県Ａ地区	東毛交通圏	２ｋｍ	―
	中・西毛交通圏	２ｋｍ	―
群馬県Ｂ地区	沼田・利根交通圏	１．８ｋｍ	―
	渋川・吾妻交通圏	１．８ｋｍ	―
千葉県Ａ地区	京葉交通圏	２ｋｍ	―
	東葛交通圏	２ｋｍ	―
	千葉交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	北総交通圏	２ｋｍ	―
千葉県Ｂ地区	東総交通圏	２ｋｍ	―
	山武・東金交通圏	２ｋｍ	―
	市原交通圏	２ｋｍ	加算距離４回分を控除した距離
	外房交通圏	２ｋｍ	―

	南房交通圏	２ｋｍ	―
茨城県地区	茨城県全域	２ｋｍ	―
栃木県地区	栃木県全域	２ｋｍ	―
山梨県Ａ地区	甲府交通圏	１．８ｋｍ	―
	東八・東山交通圏	１．８ｋｍ	―
	峡西交通圏	１．８ｋｍ	―
	峡北交通圏	１．８ｋｍ	―
山梨県Ｂ地区	峡南交通圏	１．８ｋｍ	―
	東部・富士北麓交通圏	１．８ｋｍ	―